

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本庄市は古くから鎌倉街道、中山道の宿場町として、多くの人や物が集まる交流拠点として栄え、現在も上越新幹線本庄早稲田駅、J R 高崎線本庄駅、J R 八高線児玉駅、関越自動車道本庄児玉インターチェンジなどの広域的な交流に恵まれた条件を備えている首都圏近郊都市として発展し、児玉工業団地やいまい台産業団地などが造成され、近代工業が盛んな県北地域の中核的な都市である。

総人口は、平成12年の82,670人をピークに、平成29年度末で78,685人と減少に転じ、高齢化も進展している。

平成24年及び平成26年経済センサス基礎調査の会社企業数で比較したところ、平成24年は977社であったが、平成26年では、984社と緩やかな増加傾向にあるが、創業の古い企業が多く設備の老朽化等の課題にも直面している。現状を放置するとこの地域全体の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして、新規立地のみならず増設や設備を新設等された市内事業者に対して本庄市企業誘致条例に基づき奨励金の交付措置を講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体となり、本市の更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

地域経済分析システム（RESAS）や平成26年経済センサス基礎調査によると、本市の売上高や付加価値額で見ると製造業が中心であるが、産業別割合は、卸売業・小売業、サービス業、建設業の順となっており、従業員数（常用雇用者数）では、卸売業・小売業、製造業、サービス業の順となっている。事業所数は、3,594件で県内21位、全国では321位となっている。

現在の本庄市の経済、雇用については、多様な業種で支えているといった状況もあることから、広く事業者の生産性向上を実現するため、多様な業種の設備投資を支援する必要がある。

したがって、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮し、自ら消費する設備及び余剰電力の売電収入を得るための設備を対象とし、市内の自己所有に属する建物に設置するものに限る。それ以外の設備（土地に自立し設置するものなど）は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本庄市の産業は、広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本庄市内全域とする。

（2）対象業種・事業

本庄市の産業は、卸売業・小売業、サービス業、建設業の順で割合が高くなっているが、バランスの取れた産業構造・都市構造を構築し、質の高い雇用を創出することにより、安定した安全・安心な住民生活を実現させ、人口減少を抑制し、持続可能な都市を目指すため、広く事業者の生産性向上を支援する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様であるため、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

法人及び代表者が市税を滞納している場合については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の公平に配慮する。

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。